

保険料のお支払いは『年金天引』と『口座振替』の選択制となります

4月分からの変更手続きは、1月30日までに

後期高齢者医療制度の保険料のお支払いについて、年金天引から口座振替に変更を希望される方は、お手続きが必要です(引き続き年金天引による納付を希望される方は、お手続きの必要はありません)。

1月30日までにお手続き

※これまでは、①2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方ご本人が

口座振替で支払う場合や、②世帯主・配偶者が、ご本人(年金収入が180万円未満の方)に代わって口座振替で支払う場合に限って、口座振替とすることができましたが、こうした制限がなくなりました。

手続きの方法は次のように行います

① 金融機関で口座振替の申し込み

振り込みを希望する口座をお持ちの金融機関で、後期高齢者医療保険料の口座振替を申し込み、「口座振替依頼者用控(青い紙)」を受領してください。



② 市役所(支所)窓口で届出

①で受領した「口座振替依頼者用控」と「後期高齢者医療被保険者証」を市役所保険医療課または支所地域振興課の窓口にて提示し、「納付方法変更申出書」に記入提出してください。

※年金天引からの納付方法の変更には、必ず①と②の手続きが必要となります。

※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。

※期限(1月30日)を過ぎて申出いただいた場合は、6月分以降の年金天引より中止となりますので、ご了承ください。

問合せ先

保険医療課
☎35-33495

平成20年度コミュニティ助成

宝くじの助成事業で集会所建設に補助

市では『平成20年度コミュニティ助成事業(宝くじの助成事業)』を受けて、上野町内会集会所建設に補助を行いました。

宝くじの収益金は、広く社会のために役立てられています。



完成した集会所施設

問合せ先

財政課
☎35-31132

一色橋が完成

(高山市荘川町)

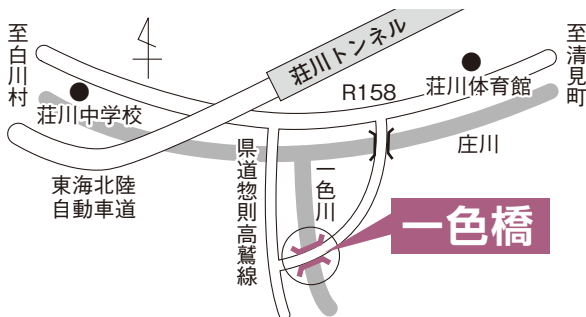
老朽化による架け替え工事をしていた一色橋が完成し、平成20年12月25日から通行可能になりました。

新しい橋は、幅員も広くなり、耐震性も増えています。

工事期間中は、全面通行止めになり利用者のみみなさんにご不便をおかけしました。ご協力ありがとうございました。



完成した一色橋の全景



問合せ先

建設課
☎35-3147